

○こうち人づくり広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

平成14年12月 1 日

条 例 第 1 4 号

改正 平成20年10月20日 条例第 2 号

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する第203条の2の規定に基づき、こうち人づくり広域連合の議会の特別職の職員で非常勤のもの（別に条例で定めるものを除く。（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償としての旅費の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

（報酬の額及び支給方法）

第 2 条 特別職の職員の報酬は、別表に定める額とし、その都度支給する。

（費用弁償）

第 3 条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 特別職の職員の旅費は、こうち人づくり広域連合職員の旅費に関する条例（平成14年こうち人づくり広域連合条例第17号）の規定の例による。

3 旅費の算出に当たっては、特別職の職員の勤務地又は居住地のいずれか合理的な算出基地によるものとする。

（費用弁償の支給方法）

第 4 条 特別職の職員の費用弁償として旅費の支給方法は、こうち人づくり広域連合職員に対する旅費の支給の例による。

附 則

この条例は、平成14年12月 1 日から施行する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

（こうち人づくり広域連合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 こうち人づくり広域連合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年こうち人づくり広域連合条例第14号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表（第2条関係）

区 分		報酬の額	
選挙管理委員	委員長	日 額	7,000円
	委員	日 額	7,000円
監査委員	識見を有する者のうちから選任された委員	日 額	7,000円
	議会の議員のうちから選任された委員	日 額	7,000円
公務災害補償等認定委員会委員		日 額	7,000円
公務災害補償等審査会委員		日 額	7,000円